

30年度 政策企画局 公文書開示（5月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
1	H30.3.26	H30.5.8	豊洲市場への移転延期再考の要望	5	1														(7条4号) 各団体の社判及び代表者印影を公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため	政策企画局総務部秘書課
2	H30.3.26	H30.5.8	「豊洲市場への移転延期再考の要望」に対する回答（28政総秘342号）	1	1															政策企画局総務部秘書課
3	H30.3.26	H30.5.25	(1)平成23年8月31日付 国際戦略総合特別区域指定申請提案書 (2)平成23年8月31日付 国際戦略総合特別区域に係る新たな規制の特例措置等の提案要請書 (3)平成23年8月31日付 国際戦略総合特別区域指定申請提案書 (4)平成23年8月31日付 国際戦略総合特別区域に係る新たな規制の特例措置等の提案要請書 (5)平成26年6月3日付け 東京圏国家戦略特別区域会議の構成員の応募について (6)平成27年10月付 「将来の東京グローバル都市像～東京MICE/IRグローバル都市を目指して～」 (7)第20回アジアヘッドクォーター特区地域協議会 今後のAHQ計画に盛り込むべき政策提言等について (8)第24回アジアヘッドクォーター特区地域協議会 来年度のAHQでの取組内容に関する提言等について	109		1													(7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため (7条3号) 提案事業者の保有する事業運営戦略やその能力等に基づく課題設定、未確定の事業情報については、公開することにより、当該事業者の競争上・事業運営上の地位を損なうこととなるため (7条4号) 公にすることにより、偽造等による犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	政策企画局調整部渉外課

